

国労本部電送No.96	発信日	発信	責任者	受領者
	2021年1月7日	総務・企画部		

指示第34号
2021年1月7日

エリア本部
各 執行委員長 殿
地方本部

国鉄労働組合
中央執行委員長 松川 聡

新型コロナウイルス対策の「特別措置法」に基づく

「緊急事態宣言」を踏まえた国労の対応について

菅首相は本日、政府の新型コロナウイルス対策本部で、東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県を対象に、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発令した。期間は1月8日から2月7日までとされ、その内容は「第1に飲食店の20時までの営業時間短縮、第2にテレワークによる出勤者数7割減、第3に20時以降の不要不急の外出の自粛、第4にスポーツ観戦、コンサートなどの入場制限」との4点にわたる具体的措置となっている。

政府はこの「緊急事態宣言」の発令による社会経済活動への影響は最小限にとどめたいとしているが、年末年始から全国的に感染者数が急増し、東京では、本日の新規感染者数が2,447人、全国でも過去最多の7,490人を上回るなど、さらに厳しい状況となっている。「Go Toキャンペーン」の一時停止など観光・飲食・鉄道・航空をはじめ今後の人流物流の変動にさらに大きな影響をもたらすことは避けられない事態だけにワクチン接種と医療提供体制の確立、さらに休業補償と雇用確保は喫緊の課題である。

すでにJR東日本をはじめ、私鉄各社においても2021年3月ダイヤ改正に伴う始発電の繰り下げ・繰り上げや列車の一部運休及び運行計画の見直し等を前倒しで実施することも検討されているが、国民生活と経済活動が完全に止まることがないように一定の配慮をしながら、感染リスクが高まる混雑を緩和しつつ、減便・減車対策を実施することも想定される。

この間、国労においても、鉄道輸送業務を担う労働組合の社会的責務として新型コロナウイルス感染拡大防止のため、組合員・家族の生命と健康を守ることを最優先に鉄道利用者の安心・安全の確保に努めることに最善を尽くしてきた。

すでにJR各社では、昨年来、社員のマスク着用等の予防対策の励行や空調装置による車内換気の徹底をはじめ、制度の一時的変更や、オフピーク通勤・在宅勤務等を導入するなど、感染爆発防止に向けたさまざまな施策が講じられてきたが、社員の生命と健康を守るため、あらためて労使が職責を越えて万全の対応を図ることが求められている。

こうした観点から、再び「緊急事態宣言」が出された今日の状況に鑑み、国労は以下の通りの取り扱いとするので各級機関は周知徹底されたい。

記

1、役職員の勤務等について

「緊急事態宣言」の対象となる1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）に事務所が所在する機関については、明日より不要不急の外出を控えることとし、可能な限り在宅勤務を活用すること。但し、各日とも役職員が当番制により、最低1名を配置すること。また、必要により当番者以外が出勤する場合は、通勤時間帯における混雑緩和、感染予防の観点から前後1時間程度の時差出勤を行うなど「感染しない、させない」対策を徹底すること。尚、勤務の取り扱いは、緊急やむを得ない措置とし、各事業場の事情において判断し、特別な事情などがある場合は、本部に報告すること。尚、上記以外の道府県に所在する機関については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議によるガイドライン「新しい生活様式」にもとづき、感染予防のためのマスク着用、手洗い・アルコール消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保等の基本的感染対策を日常的に励行し、組合員・家族に対して不要不急の外出や県をまたがる移動等を自粛するように呼びかけること。

2、組合活動について

最低限必要な機関会議などを除き、期間中は自粛すること。特に多くの人が集まる会議や集会はオンラインを活用してのWeb会議とするなど万全の感染防止対策を講じること。その上で各種会合・懇親会・冠婚葬祭等への出席にあたっては、集団感染予防の観点から「三つの密」（密集場所・密閉空間・密接場面）とならないよう万全の対策を講じるとともに出席関係者に十分注意を促すこと。特に、各級機関は組合機能に支障をきたすなど組合活動を実質的に停止させない範囲において、持ち回りやメールなどを活用した意見交換や意思統一を図り、創意工夫した取り組みを行うこと。

3、健康管理について

不要不急の移動については自粛して、本人はもとより家族や組合員、職場の仲間、知人・友人など周囲の関係者の健康を最優先に考えた行動をとること。

4、感染者が発生した場合について

各級機関において役職員及び家族・同居人等が感染した場合は自宅待機とする。各級機関は各事務所所在地を所管する保健所の指示を受け、当分の間、事務所を閉鎖するなど具体的指示に基づく必要な措置を講じること。

5、実施期間

「緊急事態宣言」が解除されるまでの期間（2月7日）とする。但し、新型コロナウイルス感染拡大など今後の状況等の変化に応じて判断の必要が生じた場合には別途指示する。

以 上